

第4次玉名市情報化推進計画策定支援業務 公募型プロポーザル実施要項

1 目的

本業務は、第2次玉名市総合計画後期計画で定める施策等との整合性を図りながら、情報化の側面からその着実な実現を支える個別計画とする「第4次玉名市情報化推進計画」（以下「計画」という。）の策定を目的とする。

情報化推進計画は、情報・通信技術の進展による日常生活や社会活動における新たな技術や、国が推進する経済発展と社会的課題の解決を両立する Society5.0 の実現、新型コロナウイルス感染症の拡大による、市民の考え方・働き方の変革など、近年の情報化に関する背景を踏まえ、当市における情報化のあるべき姿を明確にし、行政と地域社会が一体となって ICT を総合的・効果的に活用することにより、住民サービスの向上、業務の効率化及び地域の活性化を図るために策定するものである。

そこで、計画の策定にあたり、全段の目的を計画的・効率的に進めるため、豊富な経験と高い専門性を有する事業者を選定するべく、プロポーザル方式により提案を募るものである。

2 業務委託の概要

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| (1) 業務の名称 | 第4次玉名市情報化推進計画策定支援業務 |
| (2) 業務の内容 | 別紙1「第4次玉名市情報化推進計画策定支援業務仕様書」のとおり |
| (3) 契約期間 | 契約締結の日から令和5年2月28日まで |
| (4) 契約上限額 | 6,330,000円（消費税及び地方消費税を含む） |

3 委託者選定方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定にいずれも該当しないこと。
- (2) 玉名市工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領（平成17年10月3日告示第103号）の規定による指名停止処分期間中でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。法人の場合は、役員等が暴力団員でないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 提案仕様書の内容を熟知し十分に理解したうえで、本公募型プロポーザルに参加できること。

5 選定スケジュール

No.	項目	提出期限等
1	募集開始	令和4年4月22日(金)
2	質問	令和4年4月28日(木) 正午必着
	回答	令和4年5月10日(火)
3	企画提案参加申込	令和4年4月28日(木) 正午必着
4	辞退	令和4年5月24日(火) 午後5時必着
5	企画提案書提出	令和4年5月13日(金) 午後5時必着
6	本審査プレゼンテーション	令和4年6月 1日(水) (予定)
7	本審査結果の通知	令和4年6月 3日(金) (予定)

※ 事務上の都合により、日程を変更する場合があります。

6 提出書類及び提出方法

提出書類は下記のとおり、各様式に従い期限内に必要な書類を提出すること。

(1) 質問

①	提出期限	令和4年4月28日(木) 正午必着
②	提出書類	【様式1】質問書
③	提出方法	質問書は電子メールにて送信すること。件名は「玉名市情報化推進計画プロポーザルに関する質問」とすること。
④	提出先	本要項11に記載する事務局
⑤	質問の回答	すべての質問に対する回答をまとめ、令和4年4月28日(木)に、玉名市ホームページ (https://www.city.tamana.lg.jp/) 上に掲載する。

(2) 参加申し込み

①	提出期限	令和4年4月28日(木) 正午必着
②	提出書類	【様式2】企画提案参加申込書 【様式3】参加資格要件確認表 【任意様式】会社概要(ただしA4版サイズにまとめること) 【様式4】類似業務実績書 【その他】国税及び地方税の滞納がないことの証明書 ※提出期限から6ヵ月以内のものに限る。
③	提出方法	郵送又は持参。郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とすること。
④	提出先	本要項11に記載する事務局

(3) 参加辞退

①	提出期限	令和4年5月24日(火) 午後5時必着
②	提出書類	【様式7】辞退届
③	提出方法	郵送又は持参。郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とすること。
④	提出先	本要項11に記載する事務局

(4) 企画提案

①	提出期限	令和4年5月13日(金)午後5時必着
②	提出部数	10部(押印した正本1部、副本9部。副本はカラーコピー可)
③	提出書類	<p>【様式5】企画提案書、【様式6】業務実施体制調書</p> <p>【様式8】自己評価表</p> <p>【任意様式】企画提案書別紙</p> <p>【任意様式】業務工程表</p> <p>【任意様式】見積書</p> <p>※書類のサイズはA4又はA3とする。A3用紙を使用する場合はついでには、A4サイズに折りたたむこと。</p> <p>※専門知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現とするとともに、各書類にはページ番号を付すこと。</p> <p>※見積書は、代表者印を押印後、封筒(長形3号)に封入し、代表者印にて封印し、1通提出すること。</p>
⑤	提出方法	郵送又は持参。郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とすること。
⑥	提出先	本要項11に記載する事務局

7 審査及び選定方法

(1) 審査方法

① 応募者が5者以上の場合には、次のとおりとする。

ア 第1次審査(書類審査)

- ・企画提案書及びその他提出書類に基づく書類審査を実施し、上位4者を選定する。
- ・第1次審査の結果は、電子メールで速やかに通知する。
- ・第1次審査通過者には、第2次審査(プレゼンテーション)を実施する。

イ 本審査(プレゼンテーション) 令和4年6月1日(水)実施予定。

- ・プレゼンテーションの実施場所及び実施時間は、第1次審査の結果通知と併せて通知する。
- ・プレゼンテーションの出席者は3人以内とする。
- ・プレゼンテーションの時間は20分、質疑の時間を10分とする。
- ・プレゼンテーションは提出している企画提案書のみを使用して実施することとし、パソコンやプロジェクター等の電子機器は使用しないものとする。
- ・審査の結果は、決定後速やかに通知する。

② 応募者が4者以下の場合には、次のとおりとする。

- ・企画提案書の内容について、本審査(プレゼンテーション)のみを実施する。
- 本審査(プレゼンテーション)は、令和4年6月1日(水)実施予定。
- ・提案者が1者のみの場合でも審査を行い、必要な条件を満たしていれば選定する。
- ・プレゼンテーションの実施場所及び実施時間は、応募状況を確認後、速やかに通知する。
- ・プレゼンテーションの出席者は3人以内とする。
- ・プレゼンテーションの時間は20分、質疑の時間を10分とする。
- ・プレゼンテーションは提出している企画提案書のみを使用して実施することとし、パソコンやプロジェクター等の電子機器は使用しないものとする。
- ・審査の結果は、決定後速やかに通知する。

(2) 選定方法等

- ① 審査基準は、別紙2「審査基準」のとおり
- ② 審査は、玉名市で設置する選定委員会において、「審査基準」に基づき企画提案内容、業務実施体制等を勘案し、評価（採点）する。

第1次審査：「審査基準」に基づき、企画提案書の内容を評価項目ごとに評価（採点）し、本審査（プレゼンテーション）参加事業者を選定する。

本審査：提出された企画提案書に基づいて、参加事業者からのプレゼンテーション及び質疑応答を行い、「審査基準」に基づき内容の評価（採点）し、本審査の評価の最高得点者（最優秀提案者）を委託先候補者として選定する。

8 契約

- (1) 審査により最優秀提案とした提案を提出した者を委託先候補とし、詳細な業務の内容及び契約条件について本市と協議・合意したのちに委託契約を締結する。なお、協議の結果、企画提案の一部が変更になる場合がある。
- (2) 契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。
- (3) 委託費の支払いについては、本業務の完了後に支払うものとする。

9 企画提案書の取り扱い

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (2) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (3) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。

10 その他

- (1) 本公募型プロポーザルの参加に要した費用の全ては、参加者の負担とする。
- (2) 審査の公平性を害する行為を行った者は失格とする。
- (3) 提出された書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。
- (4) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。

11 事務局（問い合わせ先）

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| (1) 所在地 | 〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163番地 |
| (2) 担当部署 | 玉名市企画経営部情報管理課（玉名市役所本庁3階） |
| (3) 担当者 | 情報企画係 大石・南本・高木 |
| (4) 電話番号 | 0968-71-2525（課直通） |
| (5) ファクシミリ番号 | 0968-71-2055 |
| (6) 電子メールアドレス | johokanri@city.tamana.lg.jp |